



公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和3年11月29日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小諸市	平成30年から令和2年まで	地籍簿及び地籍図	甲、荒町二丁目、与良町一丁目、与良町三丁目、与良町四丁目、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、南町一丁目、南町二丁目、加増一丁目の各一部	令和3年11月2日
南佐久郡佐久穂町	平成28年から平成30年まで	地籍簿及び地籍図	大字海瀬の一部	令和3年11月2日
上田市	平成27年から平成28年まで	地籍簿及び地籍図	上室賀の一部	令和3年11月2日
上伊那郡飯島町	令和元年から令和2年まで	地籍簿及び地籍図	七久保の一部	令和3年11月2日
松本市	平成29年から平成30年まで	地籍簿及び地籍図	中川の一部	令和3年11月2日
松本市	平成30年から令和元年まで	地籍簿及び地籍図	中川の一部	令和3年11月2日
東筑摩郡麻績村	平成27年から令和2年まで	地籍簿及び地籍図	麻の一部	令和3年11月2日
東筑摩郡麻績村	平成28年から令和2年まで	地籍簿及び地籍図	麻の一部	令和3年11月2日
東筑摩郡筑北村	令和元年から令和2年まで	地籍簿及び地籍図	坂北の一部	令和3年11月2日
上水内郡信濃町	平成30年から令和元年まで	地籍簿及び地籍図	大字古海の一部	令和3年11月2日
上水内郡信濃町	令和元年から令和2年まで	地籍簿及び地籍図	大字古海の一部	令和3年11月2日
上水内郡飯綱町	令和元年から令和2年まで	地籍簿及び地籍図	大字赤塩、東柏原の一部	令和3年11月2日

農地整備課

公告

下水内郡栄村における県営栄地区四ツ廻り換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和3年11月10日行いました。

令和3年11月29日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和3年11月29日

長野県教育委員会教育長 原 山 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度長野県特別支援学校校務支援システム導入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県教育委員会事務局特別支援教育課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名 称 エスエイティーティー株式会社
(2) 所在地 東京都千代田区神田三崎町1-3-12
- 5 随意契約に係る契約金額
39,490,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特別支援教育課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。
令和3年11月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受 講 対 象 者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開 催 日	時 間	講習会場	場 所	定員
令和4年 1月19日（水）	午前10時 から 午後6時 まで	上田会場	上田市富士山2464番地226 信州上小森林組合上田市森林センター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	40名

3 講習科目、時間数及び審査方法

講 習 科 目	時間数	考 査 方 法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による審査を行います。（所要時間60分）
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和3年11月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和4年 1月12日(水)	午後1時 から 午後4時 まで	佐久会場	佐久市跡部65番地1 佐久合同庁舎 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	45名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号のイに規定する審査(以下「技能検定員審査」という。)及び第99条の3第4項第1号のイに規定する審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり行います。

令和3年11月29日

長野県公安委員会

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 技能検定員審査

	種類	期日	場所
技能検定員審査	(普通) (大特) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	令和4年1月17日(月)から 令和4年1月28日(金)までの間において、審査申請書の提出時に指定する日時	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

(2) 教習指導員審査

	種類	期日	場所
教習指導員審査	(普通) (中型) (準中型) (大特) (普自二) (牽引) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	令和4年1月17日(月)から 令和4年1月28日(金)までの間において、審査申請書の提出時に指定する日時	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 審査項目、審査細目及び審査方法

(1) 技能検定員審査(普通及び大特)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行います。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行います。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査(大型二種、中型二種及び普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業(以下「旅客運送事業」という。)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業(以下「運転代行業」という。)に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行います。

(3) 教習指導員審査(普通、中型、準中型、大特、普自二及び牽引)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行います。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行います。
	自動車の運転に関する知識の教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。
--	----------------------	------------------------

(4) 教習指導員審査 (大型二種、中型二種及び普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する知識	旅客運送事業及び運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。

3 申請手続

(1) 審査の申請

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、必要な事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付した審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、(2)の申請期間内に長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課（以下「東北信運転免許課」という。）へ提出してください。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

(2) 申請期間

令和3年11月29日(月)から令和3年12月21日(火)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 審査手数料

審査手数料は、次に掲げる額（規則第17条の規定により審査細目についての審査を免除される者にあつては、次に掲げる額から長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減じた額）を、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 技能検定員審査

種 類	手数料の額
技能検定員審査（普通）	19,500円
技能検定員審査（大特）	14,700円
技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）	6,950円

イ 教習指導員審査

種 類	手数料の額
教習指導員審査（普通）	11,850円
教習指導員審査（中型又は準中型）	14,550円
教習指導員審査（大特、普自二又は牽引）	9,650円
教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）	3,300円

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参してください。

(2) この審査手続について不明な事項は、東北信運転免許課（電話026-292-2345内線231）にお問い合わせください。

東北信運転免許課